



埼玉県報

第 2 3 9 2 号
平成 2 4 年 5 月 2 5 日
金 曜 日

目 次

条例

- [特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例\(共助社会づくり課\)](#)

規則

- [東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [文書管理・財務会計・旅費システム運用業務に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [重勝式勝者投票法に係る事務の私人への委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [手術器材の単価契約に関する落札者等の公示\(総合リハビリテーションセンター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [平成24年度職業訓練指導員試験の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [埼玉県議会広報テレビ番組制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示\(政策調査課\)](#)
- [「埼玉県議会だより」の新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示\(政策調査課\)](#)
- [県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する入札公告\(県立学校人事課\)](#)
- [県立学校総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示\(県立学校人事課\)](#)
- [伊奈学園総合高等学校外15校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [機動救助車\(水難救助車\)の購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道加須北川辺線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道加須北川辺線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道加須北川辺線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道加須北川辺線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

外国人登録法の廃止等に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

設立認証申請書に添付する役員の住所等を証する書面から、外国人登録原票記載事項証明書を削除する。

三 施行期日

平成二十四年七月九日

条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十七号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

規 則

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九四五

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 九三九）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十三年埼玉県条例第五十七号）による改正後の」を削り、「改正後の条例」を「条例」に改める。

第二条本文中「改正後の条例」を「条例」に改め、同条第二号中「居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う業務」を「居住制限区域に設定することとされた区域において行う業務（前二号に掲げるものを除く。）」に改め、同条同条第三号とし、同条第一号中「同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるものにおいて行う業務」を「帰還困難区域に設定することとされた区域において行う業務（前号に掲げるものを除く。）」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う業務

第三条第一項本文中「改正後の条例」を「条例」に改め、同項第四号中「前条第二号」を「前条第三号」に、「千円」を「六百六十円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前条第二号」を「前条第三号」に、「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前条第一号」を「前条第二号」に、「二千円」を「千三百三十円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「前条第一号」を「前条第二号」に、「一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会

が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）」を「六千六百円」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第一号の業務 一万三千三百円

第四条第一項中「改正後の条例」を「条例」に、「前条第一項第一号又は第二号」を「前条第一項第二号又は第四号」に、同条第二項中「改正後の条例」を「条例」に改める。

第五条中「人事委員会」を「埼玉県人事委員会」に改める。

附則第二項中「改正後の条例」を「条例」に改め、同項を附則第七項とし、附則第一項の次に次の五項を加える。

(第二条の特例)

2 職員が次に掲げる業務に従事したときは、当分の間、東日本大震災対処業務手当を支給する。

一 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域に設定することとされた区域において行う業務（第二条各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

二 本部長指示により、居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う業務（第二条各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

3 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の業務のうち屋外において行うもの 六千六百円

二 前項第一号の業務のうち屋内において行うもの 千三百三十円

三 前項第二号の業務のうち屋外において行うもの 五千円

四 前項第二号の業務のうち屋内において行うもの 千円

4 同一の日において、前項各号の業務のうち二以上の業務に従事した場合又は第三条第一項各号の業務のうち一以上の業務に従事し、かつ、前項各号の業務のうち一以上の業務に従事した場合においては、これらの業務に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、これらの業務に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。

5 第四条第一項の規定は、附則第二項の規定により東日本大震災対処業務手当を支給する場合（前項の適用がある場合を含む。）について準用する。この場合において、「前条第一項第二号又は第四号」とあるのは、「附則第三項第一号又は第三号」とする。

6 第四条第二項の規定は、附則第四項の規定の適用がある場合であつて、第二条又は附則第二項の規定により東日本大震災対処業務手当を支給する場合について準用する。この場合において、同項中「前条第二項」とあるのは「附則第四項」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規則七 九四五（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十四年四月一日からこの規則の施行の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が地方公共団体の長に対して行った指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行った業務であつて、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則第三条第一項第四号に掲げる業務に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則第三条第一項第一号若しくは第二号又は附則第三項第一号若しくは第三号に掲げる業務に該当することとなるもの）を行つた場合を除く。）及び改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則第三条第一項第五号に掲げる業務に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則第三条第一項第一号から第四号まで又は附則第三項第一号から第四号までに掲げる業務に該当することとなるもの）を行つた場合を除く。）を行つた場合についても適用する。

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こすもす

三 代表者の氏名

鈴木 君代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県加須市岡古井字川面百九番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、心の病を持つ方々に作業の場を提供し作業訓練や環境美化活動などを通じて生活リズムを整え社会参加ができること又地域の方々とも良好な関わりをもって社会貢献ができることを目的としています。

告 示

埼玉県告示第六百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
105,882,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号及び第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百八十七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都府中市宮町一丁目四十番地

二 委託契約締結日

平成二十四年四月一日

三 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,330千部×12回(8 ページ× 8 回、12ページ× 4 回)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 3 月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地 4
- 5 落札金額
7.61円 (8 ページ税抜き 1 部当たりの単価)
8.67円 (12ページ税抜き 1 部当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年 2 月 3 日

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
手術器材 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当
埼玉県上尾市西貝塚148番 1
- 3 落札者を決定した日
平成24年 4 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地 3
- 5 落札金額
61,698,325円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年 2 月14日

告 示

埼玉県告示第六百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東川口第二FTビル

埼玉県川口市東川口三丁目一番六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社りそな銀行 代表取締役 中村重治

（変更後）株式会社りそな銀行 代表取締役 東和浩

八 変更年月日

平成二十四年四月一日

二 届出年月日

平成二十四年五月十一日

二 縦覧期間

平成二十四年五月二十五日から平成二十四年九月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年五月二十五日から平成二十四年九月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ヴィーニユビル

埼玉県新座市野火止五丁目二番六十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社りそな銀行 代表取締役 中村重治

（変更後）株式会社りそな銀行 代表取締役 東和浩

八 変更年月日

平成二十四年四月一日

二 届出年月日

平成二十四年五月十一日

二 縦覧期間

平成二十四年五月二十五日から平成二十四年九月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年五月二十五日から平成二十四年九月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

平成二十四年八月四日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書

（受験票に五十円分の郵便切手を貼り付けること。）

- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十円分の郵便切手をはり付けること。）一通

ロ 提出方法等

| | |
|------|--|
| 提出方法 | 受付場所及び提出日時等 |
| 郵送 | 郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課技能振興担当 平成二十四年五月二十五日（金）から六月二十九日（金）までの消印のあるものを有効とする なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること |
| 持参 | 埼玉県産業労働部産業人材育成課技能振興担当 平成二十四年六月一日（金）から同月二十九日（金）までの午前八時三〇分から正午まで及び午後一時から五時まで なお、持参する前に電話で予約をすること |

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書にはり付けて納付すること。

七 合格発表

平成二十四年八月二十四日（金）から同月三十日（木）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本工業規格 A 列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手をはり付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課技能振興担当 電話〇四八（八三〇）四六

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県議会広報テレビ番組制作・放送業務委託 1番組

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号

5 契約金額

29,876,175円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,337,700部 × 4回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成24年4月4日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額

53,117,219円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年2月17日

告 示

埼玉県告示第六百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年8月20日（月）から平成25年9月30日（月）まで。ただし、平成25年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

(5) 国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市から本件業務と類似の業務を過去2年の間に請け負い、誠実に履行した実績のある者であること。

(6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 榎原、山崎、亀山 電話048-830-6825（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月9日（月）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月6日（金）午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成24年7月9日（月）午後1時15分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年7月2日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年6月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Comparing and verifying data processed by the Saitama Computerized Administrative System with relevant documents, Comprehensive help desk service for the Saitama Computerized Administrative System and on-site support service for the Saitama Computerized Administrative System at the prefectural schools.

(2) Time-limit for the tender:

By the electronic tender system; by 1:00 p.m., July 9, 2012

By registered mail; must be received by 5:00 p.m., July 6, 2012

In person; by 5:00 p.m., July 6, 2012

(3) Contact Information:

Prefectural School Management and Personnel Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government.

Address: Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone: 048-830-6825

告 示

埼玉県告示第六百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システム運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

5 契約金額

43,682,940円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

伊奈学園総合高等学校外15校コンピュータ教室用機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年9月1日（土）から平成30年7月31日（火）まで。ただし、平成25年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校ICT推進担当 山本、保原 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月5日（木）午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月4日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月5日（木）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成24年7月5日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年6月22日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年6月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775（直通）へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 16 schools including Saitama Prefectural Inagakuen Sogo high school.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:50 a.m. July 5, 2012, By mail; 5:00 p.m. July 4, 2012, In person; 10:30 a.m. July 5, 2012.

(3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773.

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年1月1日（火）から平成29年12月31日（日）まで。ただし、平成25年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分が「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマーク等の個人情報保護に関する認定を取得している者であること。
- (6) 国、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）において、平成19年4月1日以降に本調達案件と同等のネットワークの構築を履行した実績のある者であること。
- (7) 国、都道府県又は指定都市において、平成19年4月1日以降に本調達案件と同等のネットワークの運用管理業務を1年以上履行した実績のある者であること。
- (8) 本調達案件に係る機器を第三者をして貸付けさせようとする者にあつては、当該機器を自ら貸付けする能力を有するとともに、第三者をして貸付けさせる能力を有することを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校ICT推進担当 相浦、山本 電話048-830-6625（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月5日（木）午後2時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月4日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月5日（木）午後2時

まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成24年7月5日（木）午後3時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年6月20日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年6月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Consignment of the management services in regard to the Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Bureau and Prefectural Schools.

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding: 2:30 p.m., July 5, 2012.

By registered mail: 5:00 p.m., July 4, 2012.

In person: 2:00 p.m., July 5, 2012.

(3) Contact Information:

High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301.

Telephone. 048-830-6625

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年10月1日(月)から平成29年9月30日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月10日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月9日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月10日（火）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年7月10日（火）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年7月2日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年6月21日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of groupware server for police network.
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 - a.m.,July 10,2012 By mail;5:00p.m.,July 9,2012 In person;10:30a.m., July 10,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告示

埼玉県告示第七百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

機動救助車（水難救助車） 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年3月25日（月）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 入札説明書に示す書類を平成24年6月29日（金）午後5時までに次の場所に郵送、又は持参し、審査の結果、納入しようとする物品について仕様書に示す各要求事項に適合することを認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課車両係 電話048-832-0110 内線704-312

- (6) 納入しようとする物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月6日(金)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月5日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月6日(金)午前10時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年7月6日(金)午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年6月29日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年 6 月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lifesaving vehicle .
- (2) Time-limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 a.m., July 6,2012 By mail;5:00p.m., July 5,2012 In person;10:30 a.m., July 6,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 加須北川辺線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| <p>同市町屋新田字大下 二六〇番一地先まで</p> | <p>加須市下三俣字深沼 一〇三九番一地先から</p> | <p>区 間</p> |
| <p>一三・三〇 一六・一〇</p> | <p>五・九三 一六・一〇</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>二二・八〇</p> | | <p>延長 (メートル)</p> |
| <p>橋梁架換工事</p> | | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

| | |
|---|----------------------|
| <p>加須北川辺線</p> | <p>路 線 名</p> |
| <p>加須市下三俣字深沼 一〇三九番一地从から 同市町屋新田字大下 二六〇番一地从先まで</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十四年五月二十六日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>橋梁架換工事。 平成二十四年五月二十五日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第十一号で告示した道 路区域の供用開始である。 延長二二・八〇メートル</p> | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 加須北川辺線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| <p>同市下樋遣川字南瀬田和 五三五番一地先まで</p> | <p>加須市下樋遣川字南瀬田和 五四〇番一地先から</p> | <p>区 間</p> |
| <p>一三・三〇 一四・七七</p> | <p>六・〇〇 一二・二〇</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>一〇六・二九</p> | | <p>延長 (メートル)</p> |
| <p>橋梁架換工事</p> | | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

| | |
|--|----------------------|
| <p>加須北川辺線</p> | <p>路 線 名</p> |
| <p>加須市下樋遣川字南瀬田和 五四〇番一地从先から 同市下樋遣川字南瀬田和 五三五番一地从先まで</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十四年五月二十八日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>橋梁架換工事。 平成二十四年五月二十五日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第十三号で告示した道 路区域の供用開始である。 延長一〇六・二九メートル</p> | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年一月十日

指令川建セ第二三 九七 号

二 検査済証番号

平成二十四年五月十八日

川建セ第二四 一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目十七番四、十七番五、十七番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市浦和区領家七丁目十二番七号

高坂 健二

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十二月二十一日

指令川建セ第二三〇〇八八〇号

二 検査済証番号

平成二十四年五月二十一日

川建セ第二四〇〇一〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字鹿下字桃島六六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市江南中央三丁目九番地一一 アクティ―101号室

酒本 剛